

# 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称	言語聴覚学科													
実施の方法	① 通学 ( <input checked="" type="checkbox"/> 昼間 · 夜間 · 土日 )					② 通信 スクーリング (回数 回)								
指定講座番号	6	1	0	3	4	—	1	6	2	0	0	1	—	7
講座の創設年月日 昭和54年7月1日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 平成31年9月30日					過去一年 の講座実 績	入講者数 (30人)				修了者数 (30人)			
訓練期間	24ヶ月						訓練時間				2340時間			
<b>1. 教育訓練目標</b>														
① 取得目標とする資格の名称、目標レベル						<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 ( 言語聴覚士 ) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 ( ) <input type="checkbox"/> 専門職学位 ( )								
						教育訓練を通じて取得すを目指す上記以外の資格等 なし								
② ①に係る資格・試験等の実施機関名称						公益財団法人 医療研修推進財団								
③ 当該資格等を取得するための要件又は受験資格等						(1) 文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、必要な知識及び技能を修得したもの (2) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるもの (3) 外国の法第2条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの								
④ 当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						言語聴覚士は、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者の国家資格で医療・介護分野において活用されている。								
<b>2. 教育訓練の内容</b>														
教 科 (カリキュラム)						時 間				使 用 教 材 名				
別 紙						2340時間				別 紙				
<b>3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている)</b>														
① 受講するに当たって必要な実務経験等						なし								
② 受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						学校教育法第102条第1項に規定する大学院に入学することができる者								
③ その他														

〔特記事項〕

# 専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況				
<b>(1) 資格取得状況</b>				
① 前年度の修了者数	30人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	30人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	30人	受験率 (②/①)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	30人	合格率 (③/②)	100.0	%
⑤ ② (入講数) のうち就職者数 ※1	30人			
⑥ ② (入講数) のうち在職者数 ※2	0人			
<small>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職したものは含めない。          ※2 受講開始時に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</small>				
<b>(2) 受講修了者による講座の評価等 (当該講座は平成28年10月1日からの指定のため未実施)</b>				
① 回答者総数		人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A：就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業 (自営業等)	人		
	4 学生	人	②B：非就業者計	
	5 休職中	人		
	6 その他 (主婦、無職等)	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上 (昇進、昇格、資格手当等) に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数 (又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 円滑な転職に役立つ	人		
	5 趣味・教養に役立つ	人		
	6 その他の効果	人		
	7 特に効果はない	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	人		
	3 より良い条件 (賃金等) で就職できる	人		
	4 趣味・教養に役立つ	人		
	5 その他の効果	人		
	6 特に効果はない	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数 (又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数 (又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	人		
	3 どちらとも言えない	人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		
5 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法				
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	修了の認定は、出席すべき時間数の講義にあつては3分の2以上、実習にあつては5分の4以上出席し、試験結果又はレポート成績等により単位修了の認定を行い、全ての学科目の認定を受ける。			
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数				

# 専門実践教育訓練明示書

<b>6 受講効果の把握方法</b>				
(1) 受講認定基準 (6か月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席すべき時間数の講義にあつては3分の2以上、実習にあつては5分の4以上出席し、試験結果又はレポート成績等により単位修了の認定を行う。			
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	出席すべき時間数の講義にあつては3分の2以上、実習にあつては5分の4以上出席し、試験結果又はレポート成績等により単位修了の認定を行う。			
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	講義にあつては、出席すべき時間数の3分の2以上の出席を必要とする。成績は、原則として科目ごとに定められた基準に則つて評価したものを総合し、100点満点で評価し、60点以上を合格とする。総合成績は以下の評語により表示する。 優(80点以上)、良(70~79点)、可(60~69点)、不可(60点未満) 実習にあつては、出席すべき時間数5分の4以上の出席を必要とする。成績は、定められた観点別評価に基づいて総合評価を行い、合格・不合格又は優・良・可・不可(臨床実習は、優・良・可・不可)の評語により表示し、合格又は以上を合格とする。			
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	修了の認定は、出席すべき時間数の講義にあつては3分の2以上、実習にあつては5分の4以上出席し、試験結果又はレポート成績等により単位修了の認定を行い、全ての学科目の認定を受ける			
<b>7 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>				
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	個別の学習指導、スケジュール管理指導、就職活動指導			
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制(例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	同上			
<b>8 その他の事項</b>				
指定教育訓練実施者名及び代表社名	国立障害者リハビリテーションセンター学院 (代表者名: 中島 八十一)			
住所及び連絡先	埼玉県所沢市並木四丁目一番地 TEL 04-2995-3100			
施設名称及び施設長名	国立障害者リハビリテーションセンター学院 (代表者名: 中島 八十一)			
住所及び連絡先	埼玉県所沢市並木四丁目一番地 TEL 04-2995-3100			
苦情受付者	氏名 齊藤 孝三 所属 学院主幹	事務担当者	氏名 菅原 克之 所属 学院養成主事	
連絡先	TEL 04-2995-3100	連絡先	TEL 04-2995-3100	
専門実践教育訓練経費支払い方法  ① 一括払い ② 分割払い ③ 両方可能	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (①+②)		988,000円	
	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること)	172,000円		
	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること)	第1期 204,000円 第2期 204,000円 第3期 204,000円 第4期 204,000円 (うち必須教材費 0円)		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (①+②+③+④) (注) 689,272円 (注) 平成27年度実績であり年度により変動する。			
	① 任意の教材費(税込額)	234,805円		
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	360,897円			
③ 施設維持費(税込額)	0円			
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報紙代)(税込額)	93,570円			
3. 総額(1+2) (税込額)		1,677,272円		

## 別 紙 教育訓練の内容

教 科 (カリキュラム)	時 間	使 用 教 材 名
基礎医学・臨床医学	270時間	・教育訓練に必要な教材は学院において準備
臨床歯科学	30時間	・任意の教材 (具体例)
音声・言語・聴覚医学・心理学	285時間	(書 籍)
言語音声学	210時間	グレイ解剖学 (エルゼビアジャパン) 言語聴覚士のための心理学 (医歯薬出版) 病気がみえる vol. 7 脳・神経 (MEDICMEDIA) 言語聴覚士テキスト (医歯薬出版)
社会福祉・教育	45時間	標準言語聴覚障害学 失語症学 (医学書院) 標準言語聴覚障害学 言語発達障害 (医学書院)
言語聴覚障害学総論	150時間	標準言語聴覚障害学 聴覚障害 (医学書院) ディサースリア臨床標準テキスト (医歯薬出版)
失語・高次脳機能障害学	180時間	吃音の基礎と臨床 (学苑社) 摂食嚥下リハビリテーション第3版 (医歯薬出版)
言語発達障害学	180時間	(検査記録用紙)
発声発語・嚥下障害学	270時間	各種言語検査・心理検査記録用紙
聴覚障害学	240時間	(備品・消耗品)
臨床実習	480時間	聴診器 ・ 舌圧子 ・ ストップウォッチ ・ 打鍵器 ・ ディスポーザブルグローブ ・ 鼻息鏡 ・ ペンライト
合 計	2340時間	

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大3年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。  
また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点の未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付の対象となる教育訓練経費となります。  
このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。  
なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。  
また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。